

事例番号:280279

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第五部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 2 日

10:20 朝、性器出血を認め搬送元分娩機関に来院

10:33 鮮血の性器出血と腹痛を認め、血圧測定不可
内診で凝血塊あり

10:40- 胎児心拍数陣痛図上、胎児心拍数 60-80 拍/分

11:15 常位胎盤早期剥離の診断のため当該分娩機関へ母体搬送、入院

4) 分娩経過

妊娠 37 週 2 日

11:29 帝王切開により児娩出、クーベルル徴候を認めた

胎児付属物所見 帝王切開時、凝血塊の排出、2/3 程度の胎盤剥離所見
胎盤病理組織学検査で胎盤直下に血腫を認めた

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 2 日

(2) 出生時体重:3102g

(3) 臍帯動脈血ガス分析値:pH 6.613、PCO₂ 11.8mmHg、PO₂ 130mmHg、
HCO₃⁻ 不明、BE -28.0mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 3 点、生後 5 分 6 点

(5) 新生児蘇生：人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等：

出生当日 新生児仮死、低酸素性虚血性脳症(SarnatⅢ)、胎便吸引症候群

(7) 頭部画像所見：

生後 9 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見(大脳半球の白質はびまん性に T2 高信号域、基底核と視床は T1 高信号域、T2 でも軽度高信号域、皮質に沿って軽度 T1 高信号域)を認めた

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分：診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 2 名

看護スタッフ：助産師 2 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分：病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師：産科医 4 名、新生児科医 1 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ：助産師 1 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症であると考えられる。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は不明であるが、妊娠 37 週 2 日朝の出血があった頃またはその少し前の可能性があると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関

- ア. 搬送元分娩機関に来院後、分娩監視装置装着、超音波断層法を実施し、常位胎盤早期剥離と診断したことは適確である。
- イ. 原因分析にかかる質問事項および回答書によると、常位胎盤早期剥離と診断した妊産婦において、来院後 20 分で当該分娩機関に母体搬送の依頼を行い、来院後 41 分で母体搬送を行ったことは選択肢のひとつである。
- ウ. 母体搬送時に医師と助産師が同乗したこと、搬送中胎児心拍を連続聴取したこと、自己血をポンピングしながら輸血をしたことはいずれも適確である。

(2) 当該分娩機関

- ア. 当該分娩機関入院時、性器出血と胎児心拍数 80 拍/分の所見から胎児救命のため帝王切開を決定したことは適確である。
- イ. 当該分娩機関到着から 16 分で児を娩出したことは適確である。
- ウ. 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。
- エ. 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。
- (2) 高次医療機関 NICU へ児を搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

観察した事項および実施した処置、妊産婦からの電話連絡時の内容(電話連絡を受けた時刻およびその内容)に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例は、妊娠経過中の超音波断層法所見(胎盤の付着部位、羊水量、臍帯)および妊娠 13 週-19 週の胎児心拍の記載がなかった。観察事項や妊産婦に対して行われた処置は、異常がある場合に限らず診療録に記載することが重要である。

また、妊娠 37 週 2 日搬送元分娩機関来院前の電話連絡時の記録および来院後に実施した超音波断層法所見の記載がなかった。緊急時で速やかに診療録に記載できない場合であっても、対応が終了した際には所見等を記載することが重要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、および予防方法や早期診断について、研究を行うことが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。